

■箕面市立箕面駅前駐車場・駐輪場等再整備運営事業 落札者決定基準に関する質問に対する回答

No	該当箇所					質問・意見	回答	
	頁	大	中	小	他			タイトル
1	2	第2	1			入札価格の制限	市負担額の上限が1,200,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)となっていますが消費税はどのように考えればよいのでしょうか。施設整備業務については消費税率変更に伴う経過措置が適用(平成25年9月30日までに締結された請負契約は5%)されと考え、施設維持管理業務、施設運営業務については平成26年3月までは消費税率5%、平成26年4月からは消費税率8%、平成27年10月からは消費税率10%と考えればよろしいのでしょうか。それとも、長期割賦販売等に関する経過措置が適用されと考えすべて消費税率5%と考えればよろしいのでしょうか。	実際の消費税率改定に伴う経過措置の如何にかかわらず、本事業においては消費税率5%を前提に提案してください。なお、様式集p.51(様式39)において、消費税率引き上げの際の収支計画に関する考え方について記載してください。
2	2	第2	2			提案金額の制限	提案金額については合計でプラスの額で計上されていけば失格とはならないという理解でよろしいでしょうか。例えば、市への納付金はマイナス、市の利益相当額はプラスで、合計ではプラス、といった場合にはどのような措置となりますでしょうか。	市への納付金、市への利益相当額、また関連社会資本の整備に係る費用についてはそれぞれゼロ以上のプラスで提案していただく必要があります。
3	3	第3	2			提案金額に関する評価	評価式における事業費とは、市が事業を実施した場合における事業期間中の維持管理運営費の合計との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	3	第3	2			提案金額に関する評価	評価式における事業費について、具体的な金額をご教示頂けないでしょうか。	具体的な金額の提示は予定しておりません。
5	3	第3	2			提案金額に関する評価	ここでいう事業費は、提案金額(=F1+G1+G2)ということでしょうか。「市が想定する支出額」の厳密な意味を教えてくださいませんか。	質問No.3及びNo.4の回答をご確認ください。
6	3	第3	2			提案金額に関する評価	計算式の事業費の定義は、市が想定する納付金(7頁の⑤負担金、⑥納付金、⑦賃借料の合計額)との理解で宜しいでしょうか？	質問No.3及びNo.4の回答をご確認ください。
7	3	第3	2			提案金額に関する評価	提案金額の関連社会資本の整備に係る費用は、入札説明書P8記載の関連整備費ということは、関連社会資本の整備費にかかる金額が多いほど、評価は高くなる、ということでしょうか。	ご理解の通りです。また、その内容については、p.8の「4施設の整備及び、維持管理運営に関する評価」において評価します。
8	3	第3	2			提案金額に関する評価	提案金額の市の利益相当額は、入札説明書P9記載の市の利益ということは、テナントからの賃貸料から維持管理運営費及び市割賦払相当額を差し引いた市の利益が多いほど、評価は高くなる、ということでしょうか。	ご理解の通りです。
9	3	第3	2			提案金額に関する評価	提案金額の市への納付金は、入札説明書P10記載の市への納付金ということは、第二駐車場の利用料金収入から維持管理運営費及び市への負担金を差し引いた残額(市への納付金)が多いほど、評価は高くなる、ということでしょうか。	ご理解の通りです。

■箕面市立箕面駅前駐車場・駐輪場等再整備運営事業 落札者決定基準に関する質問に対する回答

No	該当箇所					質問・意見	回答	
	頁	大	中	小	他			タイトル
10	3	第3	2			提案金額に関する評価	事業費は市が想定する支出額、との記載がありますが、施設整備費及び大規模修繕費など市が予算で対応する支出を除く、の文言が理解できません。市が想定しているのであれば、想定金額を提示下さい。	質問No.3及びNo.4の回答をご確認ください。
11	3	第3	2			提案金額に関する評価	提案金額の評価式について、事業費で割る根拠が分かりません。評価式の考え方を例示を踏まえて、具体的にご教示下さい。	評価式の考え方については、市の指定管理者制度の選定基準等についての以下のホームページをご参照ください。 http://www.city.minoh.lg.jp/business/nyuusatsu/shiteikanri/documents/senteikijyun.pdf
12	3	第3	2			提案金額に関する評価	提案金額の評価式では、最良額でも、最悪額との差によって点数が代わるものと理解しますが、その考え方で宜しいですか。	ご理解の通りです。なお、最良額と最悪額の説明にある「納付金等」は「提案金額」(関連社会資本の整備に係る費用、市の利益相当額、市への納付金の合計)をさします。
13	4	第3	3			団体及び施設管理共通事項に関する評価	団体及び施設管理共通事項に関する評価について、財務体質等の評価分類は代表企業の財務体質等を評価するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
14	4	第3	3			団体及び施設管理共通事項に関する評価	障がい者および就職困難者の雇用について、本PFI事業において現地の要員として雇用をすれば評価されるという理解でよろしいでしょうか。また、協力会社および委託予定先が、障がい者および就職困難者を現地要員として雇用しても評価してもらえるという理解でよろしいでしょうか。	前段について、本事業において維持管理運営企業による雇用を評価します。現地の要員か否かは問いません。後段についても、維持管理運営企業による雇用について評価しますが、協力会社等は対象に含まれません。
15	5	第3	3			団体及び施設管理共通事項に関する評価	「障害者」及び「就職困難者」の定義を明確にお示し願います。	「障害者」の定義については障害者基本法(昭和45年法律第84号)によるものとします。「就職困難者」についてはp.5に記載のとおり、「60歳以上の高齢者及び母子家庭の母」をいいます。
16	5	第3	3			団体及び施設管理共通事項に関する評価	「障害者」及び「就職困難者」について構成企業からの再委託先で雇用することは認められるのでしょうか。	質問No.14の回答をご確認ください。
17	5	第3	3			団体及び施設管理共通事項に関する評価	市内業者への外注についてですが、当該企業の支店があれば市内業者に該当するという理解でよろしいでしょうか。	市内業者は、箕面市内に本店(納税地)を置く企業になります。